

系統農業災害資金（台風15号）のご案内について

先般の台風で被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

J A グループ茨城では標記資金を創設いたしましたので、ご案内いたします。

《お借入れ条件》

- 対象とする災害：令和元年9月の台風15号
- ご利用いただける方：災害被害農家（正組合員）の方
- 資金使途：被害農家の農業再生産の確保および農業経営安定に資するためのいっさいの資金
- 融資金額：500万円以内
- 返済期間：5年以内（うち据置期間は1年以内）
- 返済方法：営農形態にあわせた年1回・年2回・毎月返済など（貯金口座からの自動引落し）
- 保証：茨城県農業信用基金協会の債務保証をご利用いただきます。
- 借入申込必要書類：借入申込書・一般資金債務保証委託申込書
 - 添付資料 ◎被害を証明する書類（農業被害調査など）
 - ◎その他組合が必要とする書類（収入証明書など）
- 借入申込期間：令和元年9月12日から令和元年12月30日まで
- 貸付利率：年0.50%（固定金利）なお、各市町村の利子助成有無により実質金利は次の通りとなります。
 - 利子助成 あり → 実質金利 年0.00%（土浦市・龍ヶ崎市・かすみがうら市・阿見町）
 - 利子助成 なし → 実質金利 年0.25%（牛久市・利根町）
- その他：
 - 詳しくは、お近くの支店にお問合せください。なお、審査の結果ご希望に添えない場合がございます。
 - 茨城県の利子助成（年0.25%）は、決定いたしました。
 - 美浦村の利子助成（年0.25%）有無は、決定しておりません。
 - 本掲載情報は、令和元年10月3日時点のものとなります。